

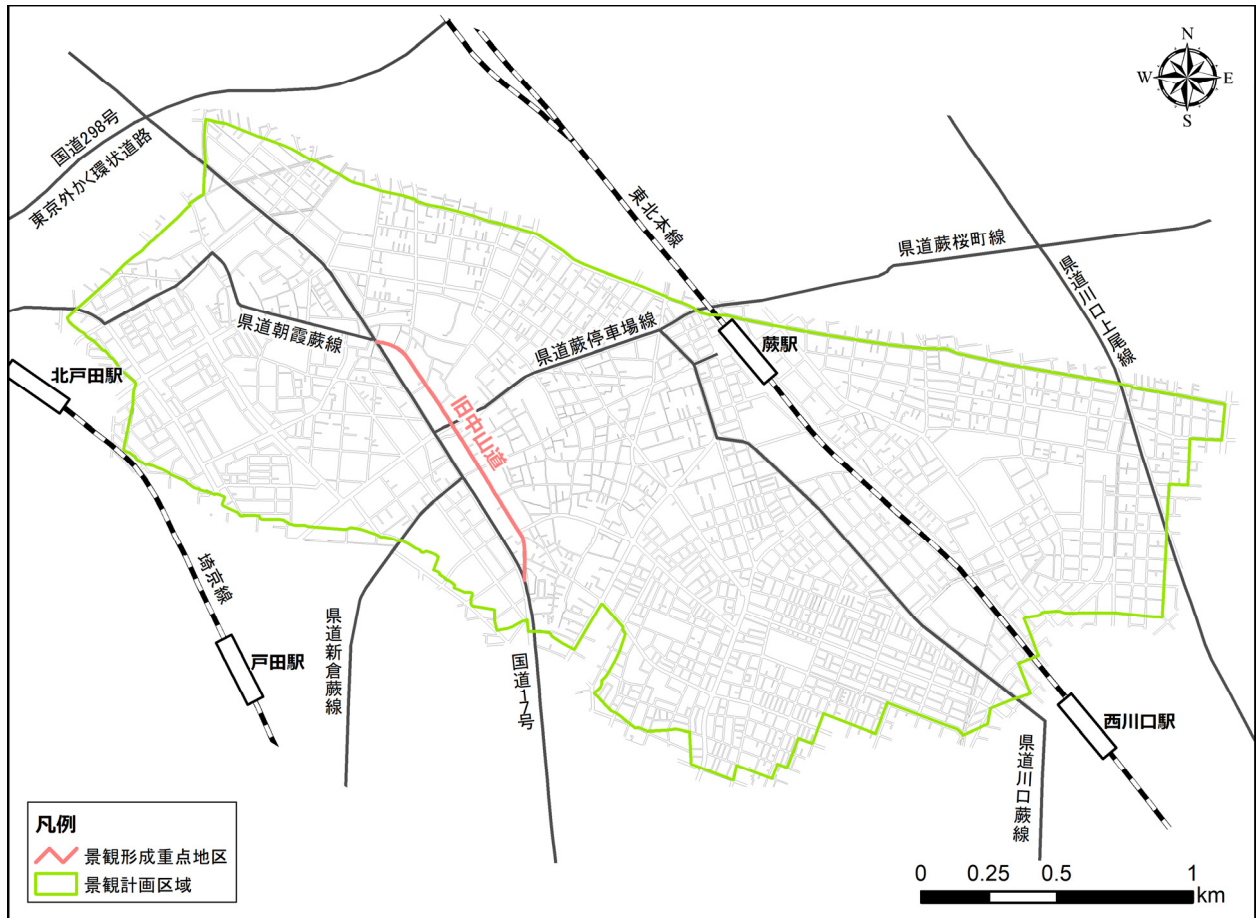
第5章 景観計画の区域

(1) 景観計画区域

本市は、平坦な地形で、コンパクトな市域に広く市街地が広がっていることから、区域を限定することなく、市全域において良好な景観の形成に、総合的に取り組む必要があります。

このことから、景観づくりに取り組む区域として市全域を「景観計画区域」とします。

図 景観計画の区域



(2) 景観計画区域の区分の考え方

■ 土地利用別区分

建築物の用途や土地利用などを背景とした景観の連続性に配慮し、それぞれの景観の持つ特性にふさわしいまとまりのある景観を誘導するために、「住宅地」「商業・業務地」「住工共存地」「沿道サービス等誘導地」の4つの土地利用区分に分類し、景観形成の方針を定めることとします。

■ 景観形成重点地区

中山道蕨宿周辺においては、往時の風情を感じさせるまちなみが保全されているとともに、「中仙道蕨宿まちなみ協定」による景観づくりの取り組みが先行して進められていることから、引き続き景観の魅力を高めていくため、旧中山道沿道を「蕨宿景観形成重点地区」として、重点的な景観づくりに取り組むこととします。